



# 物品製造（印刷）契約書

契約番号 \_\_\_\_\_

1	件名						
2	納入場所						
3	納入期限	令和	年	月	日		
4	契約金額 (1) + (2)	円	物品価額 (1)		円		
			消費税額 (2)		円		
5	契約保証金	<input type="checkbox"/> 保証金納付 <input type="checkbox"/> 金融機関等の保証 <input type="checkbox"/> 履行保証保険契約 契約保証金額 _____ 円 <input type="checkbox"/> 長野市契約規則第40条第 _____ 号の規定により免除					
6	明細	品名	規格（品質）	単価	数量	金額	摘要

上記の印刷物について、発注者と受注者は、長野市契約規則を遵守のうえ、別添条項によって製造の請負（印刷）契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住所  
 発注者  
 氏名 ⑩

住所  
 受注者  
 氏名 ⑩

(注) 1件100万円を超える印刷製本に用いること。

## 約 款

## (総則)

第1条 受注者は、発注者の示す仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）又は現品見本に基づき、頭書の契約金額（以下「契約金額」という。）をもって、頭書の納入期限又は納入期間（以下「納期」という。）までに頭書の印刷製本の請負（以下「印刷製本」という。）を履行し、印刷物を納入しなければならない。

- 仕様書等に明示されていないもの又は図面と仕様書とが交互に符合しないものがあるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、発注者の指示によるものとする。
- この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## (契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 契約保証金の納付
  - この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証
  - この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第28条第2項各号に規定するものによる契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 第1項の規定にかかわらず、発注者は、受注者が長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号）第40条第3号に該当するものであるときは、同項各号に掲げる契約の保証を免除する。
- 7 第2項に定める保証金を納付した場合は、第13条第4項に定める引渡し後、受注者に還付する。ただし、第5項により増減があった場合は、増減後の額を還付する。

## (権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 受注者は、印刷物（未完成の印刷物を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

## (契約の変更等)

第4条 発注者は、必要がある場合には、印刷製本の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合、契約金額又は納期を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

- 前項の場合、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が成立しないときは、発注者の認定した額とする。

## (一括再委任等の禁止)

第5条 受注者は、印刷製本の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 受注者は、前2項の規定に該当しない印刷製本の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 発注者は、受注者に対し、印刷製本の一部を委任し、又は請け負わせたる商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

## (コンテンツの定義)

第6条 この契約書において「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するものをいう。

- コンテンツには、印刷物（第1条に規定する印刷物をいう。以下同じ。）を除く受注者が作成した編集著作物（著作権法（昭和45年法律第48号）第12条第1項に規定する編集著作物をいう。以下同じ。）、文章、写真、図版、挿画、シンボルマーク並びにシンボルキャラクター及びそれらの電磁的記録が含まれるものとする。

## (著作物の二次利用)

第7条 受注者は、印刷物及びその電磁的記録が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、その二次利用について、発注者に無償で許諾するものとし、発注者は、当該印刷物及びその電磁的記録を利用し、管理、広報等のため必要な範囲内で複製又は改変し、又は、その内容を自由に公表することができるものとする。

- 受注者は、前項の印刷物及びその電磁的記録に関して、発注者が承諾する場合を除き、発注者及び発注者が指定する第三者に対し、著作人格権（著作権法第18条に規定する公表権、同法第19条に規定する氏名表示権並びに同法第20条に規定する同一性保持権をいう。）を行使しないものとする。
- 発注者は、受注者がこの契約において作成した編集著作物及びその他のコンテンツが著作物に該当する場合には、当該著作物の著作権の譲渡若しくは二次利用の許諾並びに著作人格権の行使について、別に定めるところにより受注者と契約を締結した場合に限り、当該契約に基づき、編集著作物及びその他のコンテンツを利用、公開、複製又は改変することができるものとする。
- 前項の規定にかかわらず、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）第2条に規定する人工知能関連技術を用いて生成したコンテンツについては、著作物に該当しないものとみなす。

## (特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の表示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

## (監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

- 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 発注者の意図する印刷製本を完了させるための受注者に対する印刷製本に関する指示
  - この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - この契約の履行に関する受注者との協議
  - 印刷製本の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 4 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

## (貸与品等)

第10条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する機械器具、原稿、見本、写真、図版、挿画その他印刷製本に必要な物品等（電磁的記録等を含む。以下「貸与品等」という。）並びに公印等の印影の名称、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

- 受注者は、貸与品等のうち、公印等の印影の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書を提出しなければならない。
- 受注者は、第三者に原稿等に示された内容を漏らしてはならない。第5条の規定による印刷物の所有権移転があった後も同様とする。
- 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 受注者は、仕様書に定めるところにより、印刷製本の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

## (経済事情の激変等による契約金額の変更)

第11条 納期内に、経済事情の激変又は予期することができない異常な理由の発生に基づき、契約金額が著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議のうえ変更することができる。

## (受注者の請求による納期の延長)

第12条 受注者は、自己の責めに帰することができない事由により納期内に印刷物を納入できないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して納期の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者の認定するところによる。

- 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、納期を延長しなければならない。発注者は、その納期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## (検収および引き渡し)

第13条 受注者は、印刷物を納入したときは、遅滞なく発注者に対して納品届をしなければならない。

## R8.4

- 2 発注者は、前項の届け出を受けたときは、その日から7日以内に検取を行わなければならない。
  - 3 前項の検取に合格しないときは、受注者は、発注者の指定する日までに印刷物を引き換え、又は改造し、再検取を受けなければならない。
  - 4 前2項の規定による検取に合格したときは、同時にその引き渡しを受けたものとみなす。  
(分納)
- 第14条 受注者は、発注者から分割納入の要求があったときは、発注者の指定に従い、印刷物を分割して納入しなければならない。
- 2 発注者は、前項の場合は、前条に従い検取を行わなければならない。この場合、発注者は、検取に合格した印刷物を使用することができる。  
(検取前の紛失等)
- 第15条 受注者は、印刷物を納入した後、発注者に引き渡しをする前に紛失又は損傷した場合は、その損害を負担しなければならない。ただし、天災その他特別な理由があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して、その負担者および負担額を定めるものとする。  
(契約代金の支払い)
- 第16条 受注者は、第13条第4項の規定により引き渡しをしたときは、所定の手続きに従って契約代金の支払いを請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の正当な請求があったときは、その日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。  
(分納に対する部分払い)
- 第17条 受注者は、長野市契約規則(昭和60年長野市規則第4号)第58条第4項に定める部分払いの対象である印刷物を、第14条の規定による分納したときは、当該分納印刷物の検取済み数量に対する契約代金相当額の部分払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の申請を受け印刷物を検取した後、受注者から正当な請求があったときは、その日から14日以内に当該代金を支払わなければならない。  
(履行遅延の場合における遅延利息)
- 第18条 受注者の責めに帰する理由により納期内に印刷物を完納することができない場合で、期限後に納入する見込みのあるときは、印刷物完納後、発注者は、受注者から違約金を徴収する。
- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ未納部分の契約代金に、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。  
(担保責任の期間)
- 第19条 受注者が納入した印刷物が契約の内容に適合しないものであった場合、種類又は品質に関しては、引き渡しを受けた時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。  
(発注者の任意解除権)
- 第20条 発注者は、印刷物の納入が完了するまでの間は、次条から第23条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。  
(発注者の催告による解除権)
- 第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 納期内に印刷物を完納しないとき又は完納する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 受注者が納入した印刷物が数量又は品質に関して契約の内容に適合しないものであり、発注者が請求したにもかかわらず、正当な理由なく履行の追完をしないとき。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか受注者が契約事項に違反したとき。  
(発注者の催告によらない解除権)
- 第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
  - (2) この契約の印刷物を完納することができないことが明らかであるとき。
  - (3) 受注者がこの契約の印刷物の完納を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
  - (6) 第25条又は第26条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき

- (7) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時印刷製本等製造の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
    - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。  
(談合その他不正行為による解除)
- 第23条 発注者は、受注者(受注者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
  - (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。  
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第24条 前3条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。  
(受注者の催告による解除権)
- 第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。  
(受注者の催告によらない解除権)
- 第26条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第4条第1項の規定によるこの契約の変更により契約金額が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第4条第1項の規定による中止の期間が納期の2分の1以上に達したとき。  
(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第27条 第25条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条及び同各号の規定による契約の解除をすることができない。  
(契約が解除された場合等の違約金)
- 第28条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第21条から第23条の規定により、納入の完了前にこの契約が解除されたとき
  - (2) 納入の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
    - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
    - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
    - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(第22条第5号又は第7号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。  
(賠償の予約)
- 第29条 受注者は、第23条の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。納入が完了した後も同様とする。ただし、同条第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員

## R 8.4

であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第30条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金の支払いの日まで、契約日における、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、契約日における、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第31条 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(紛争の解決等)

第32条 この契約の定める事項について、発注者と受注者との間に紛争が生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号）その他法令の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。